

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年9月3日病院長裁定)

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1 旭川医科大学病院（以下「病院」という。）に、病院の管理運営を適切かつ円滑に行うため、副病院長を置く。</p> <p>2 副病院長は、病院長の職務を<u>補佐する</u>。</p> <p><u>3 病院長に事故その他の事由により職務を遂行できない場合又は欠員となった場合には、病院長があらかじめ指名した副病院長が、病院長の職務を代理し、又は代行する。</u>（新設）</p> <p>(略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4 副病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>当該副病院長を指名した病院長の任期を超えないものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、病院長が欠員となった場合の副病院長の任期の末日は、後任の病院長が任命される日の前日とする。</u>（新設）</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和7年9月3日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>副病院長の任期等の整備のため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1 旭川医科大学病院（以下「病院」という。）に、病院の管理運営を適切かつ円滑に行うため、副病院長を置く。</p> <p>2 副病院長は、病院長の職務を<u>助け、病院長に事故があるときは、あらかじめ病院長が指名した副病院長がその職務を代行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4 副病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>病院長の任期が満了となったとき又は病院長が辞任したときは、その日をもって任期の終期とする。</u></p> <p>(略)</p>